

令和3年

第2回市議会定例会 議案第26号

和解について

函館地方裁判所令和2年（行ウ）第1号現存道路非該当確認請求事件
について、次のとおり和解する。

令和3年6月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 和解の内容

- (1) 橋谷株式会社は、市に対し、函館市亀田本町129番3（地目：宅地、地積：490.65㎡）の土地（以下「本件土地」という。）を代金500,000円で売り、市は、これを買受ける。
- (2) 市は、橋谷株式会社に対し、前号の金員を、令和3年8月末日までに支払う。
- (3) 橋谷株式会社は、市に対し、令和3年8月末日までに、本件土地につき、現状有姿での引渡しおよび第1号の売買を原因とする所有権移転登記を行う。この登記手續に係る費用は、市の負担とする。

2 和解の相手方

神戸市中央区栄町通4丁目4番1号

橋谷株式会社

代表取締役 橋谷 秀一

3 事件の概要

本件土地を所有する橋谷株式会社は、令和2年2月28日に、市を被告として、本件土地が建築基準法第42条第1項第3号の道路（以下「現存道路」という。）に該当しないことの確認を求める訴訟（以下「本件訴訟」という。）を函館地方裁判所に提起した。

本件訴訟において、市は、現存道路の要件に関する基準時である昭和25年11月23日に本件土地の幅員が4メートル以上であったことを立証する旨の主張を行ってきたところ、令和2年12月2日の弁論準備手続において、橋谷株式会社から和解の申入れが行われた。

本件土地が地域住民、近隣の学校生徒等により生活道路として利用されている実態を踏まえると、地域住民等の利便性を維持する必要があることから、橋谷株式会社と和解し、本件訴訟を終了させるものである。

(根拠規定)

地方自治法第96条第1項第12号